

SHK61001-1978

社会保障研究所の概要

昭和53年度

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関 3-3-4 (〒100)
(社会事業会館内)
電話 03 (580) 2511 代

も く じ

設立の趣旨	1
設立およびこれまでの経過	2
機 構	11
昭和53年度事業計画および予算	13
昭和53年度研究プロジェクト	15
刊 行 物	18
昭和52年度事業日誌	24
役員・顧問・参与・職員名簿	31
社会保障研究所法	33

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長を地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみよべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのでありまして、すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策」についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請してまいりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所は欧文の名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE といいます。

設立およびこれまでの経過

昭和39. 2. 18	社会保険研究所法案国会提出 (付託)	シンポジウム (旧第1回) 「社会保険とは何ぞや」
6. 26	法案成立	開催 (榎井沢) (7. 26~27)
7. 7	社会保険研究所公布施行 (法律第156号)	ISSA 文獻委員会発足
11. 24	社会保険研究所長たるべき者として一橋大学教授 山田雄三が大臣指名を受け、設立委員として社会保 障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。	第1回社会保険研究所基礎講座—社会開発セミナ ——開催 (日本勧業銀行) (11. 15~18)
12. 17	社会保険研究所設立委員会を開催し、社会保険研 究所定款等を決定	社会保険研究所設立1周年記念講演会およびパ ーティ開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演 者 嶺山政道 (帝國ホテル)
12. 21	社会保険研究所監事たるべき者として、慶応義塾 大学教授寺尾琢磨が大臣指名を受けた。	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別 研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究 会を政策研究会に改め、トピックス的な問題を取り あげることとなった。
40. 1. 11	設立登記完了により社会保険研究所成立 役員として次のとおり発令	常務理事木村又雄の辞職を発令 常務理事に河角泰助 (前総理府社会保険制度審議 会事務局長) を発令
	○理事 (非常勤) 堀野谷九十九 (名古屋大学教授)	第1回社会保険教室開講 (7. 8~9. 22)
	○顧問 大内 兵衛 (社会保険制度審議会会長)	シンポジウム (旧第2回) 「社会保険の体系化」
	東畑 精一 (アジア経済研究所長)	開催 (箱根) (7. 18~19)
	長沼 弘毅 (厚生行政顧問)	第2回社会保険研究所基礎講座—社会開発セミナ ——開催 (日本都市センター) (10. 12~15)
	○参与 馬場啓之助 (一橋大学教授)	監事 寺尾琢磨, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼 弘毅, 参与 馬場啓之助・福武 直・嶺 稔再任
	福武 直 (東京大学教授)	昭和41年度個人研究発表会開催
	嶺 稔 (人口問題研究所長)	研究第2部長に地主重美を発令
	総務部長に加地夏雄 (前社会保険研究所設立準備 事務局書記) を発令	研究第1部長に小沼 正を発令
1. 12	社会保険研究所開所式挙行, 業務を開始	昭和42年度公開研究発表会開催
2. 1	社会保険研究所開所披露式開催 (目黒迎賓館)	所長山田雄三, 欧州の社会保険制度視察のため出 張 (10. 16まで)
3. 4	社会保険研究所常務理事に木村又雄 (前社会福祉 事業振興会常務理事) を発令	
6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と 政策研究を中心とした合同研究会が発足	
6. 25	『季刊社会保険研究』創刊号発刊	

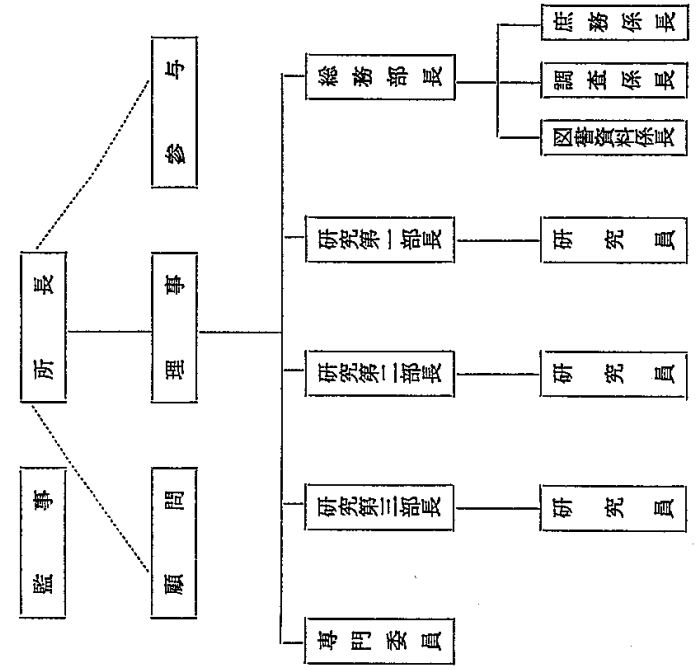
44. 10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催（日本都市センター）（10.30～11.2）	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を発令，後任総務部長に福田芳助（前総理府社会保障制度審議会専務局長）を発令
11. 1	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令	8. 15	第1回公開研究会「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発行	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10.27～30）
2. 10	社会保障研究所シンポジウム（第1回・設立3周年記念）開催 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」（弘済会館）	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を発令	11. 24	第2回公開研究会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男（前公害防止専門団総務部長）を発令	12. 9	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令
3. 19	所長山田雄三，日米文化教育事業委員会（アメリカ）に日本側代表として出席（3.25まで）	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催，テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」（弘済会館）
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を発令	6. 2	第3回公開研究会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久，欧米の社会保障研究のため出張（5.24まで）	6. 2	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究会発表会開催	8. 11	第4回公開研究会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催（日本都市センター）（10.28～31）	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10.19～22）
44. 1. 10	参与 館 稔任期満了により辞任 所長 山田雄三，理事（非常勤）塩野谷九十九， 監事 寺尾琢磨，顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅，参与 馬場啓之助・福武 直再任	46. 1. 11	第4回社会開発研究所シンポジウム開催，テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における公私関係」「社会保障と社会サービス」（弘済会館）
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」（弘済会館）	2. 8	第4回社会開発研究所シンポジウム開催，テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私関係」（弘済会館）
6. 3	昭和44年度公開研究会発表会開催	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を発令

46. 6. 25	第5回公開研究会「コミュニティと社会福祉」開催 総務部長に山崎 晋(前社会保険大学校教授課長)を発売 研究員高橋敏士, ECAFE 主催セミナー(パンククに参加(9.10まで)) 第6回公開研究会「西欧における社会保障の動向」開催 第7回社会保障研究所基礎講座「社会計画と社会保障セミナー」開催(都道府県会館)(10.18~21) 常務理事河角泰助の辞職を発売 常務理事に岡本和夫(前総理府社会保障制度審議会事務局長)を発売 顧問 今井一男再任 第5回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済情勢の変化と社会保障」「医療問題の論点」(慶が関東海倶楽部) 研究第3部長三浦文夫, 欧州の社会保障研究のため出張(5.10まで) 理事(非常勤)塩野谷九十九, 参与 馬場啓之助の辞任を発売 理事(非常勤)に馬場啓之助, 参与に塩野谷九十九を発売 第7回公開研究会「年金の自動調整」開催 研究第1部長小沼 正を調査役に, 後任研究第1部長に保坂哲哉を発売 第8回公開研究会「生活保護の動向」開催 所長 山田雄三, ISSA 常任委員会(ジュネーブ)	47. 10. 23 48. 1. 10 1. 25 2. 5 4. 1 6. 6 8. 1 10. 29 12. 4 12. 8 49. 2. 5 6. 1 6. 3 6. 11	出席(10.20まで) 第8回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.23~26) 所長 山田雄三, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 福武 直任期満了により辞任 理事(非常勤)馬場啓之助の辞任を発売 所長に馬場啓之助(一橋大学名誉教授)が大臣から発売された 監事 寺尾琢磨再任 理事(非常勤)に福武 直を発売 顧問に山田雄三(一橋大学名誉教授)を発売 第6回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉政策の基本的性格」「福祉政策と雇用問題」(慶が関東海倶楽部) 参与に平田富太郎(早稲田大学教授)を発売 第9回公開研究会「医療」開催 参与に浦田純一(前厚生省環境衛生局長)を発売 第9回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.29~11.1) 第10回公開研究会「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」開催 顧問 今井一男任期満了により辞任 第7回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと福祉政策」「最低賃金と最低生活保障」(慶が関東海倶楽部) 参与 塩野谷九十九再任 総務部長山崎 晋の辞職を発売 総務部長に田川 明(前厚生省社会局生活課長)
-----------	--	---	--

49. 6. 17	を発売 第11回公開研究会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催	50. 7. 31	会福祉」(7.24まで、麹町会館) 参与浦田純一任期満了により辞任
8. 30	研究員大本圭野, 社会保障制度研究のためイギリスはかに出張 (50.1.6まで)	8. 12	総務部長田川 明の辞職を発売, 後任の総務部長に高橋三男 (前厚生省児童家庭局児童手当課長) を発売
11. 5	第10回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11.5~8)	9. 6	研究第2部長地主重美, 西欧諸国における社会保障政策に関する研究・調査のためイギリスはかに出張 (12.7まで)
11. 26	第12回公開研究会「生活調査における家族間期的アプローチ」開催	9. 14	研究員小林良二, プリティッシュ・カウンシルの研究奨学生としてイギリスに出張 (51.9.13まで)
50. 1. 25	顧問 山田雄三再任	10. 24	第14回公開研究会「地域福祉と住民参加」開催
2. 10	第8回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済変動と社会保障」 「福祉社会の社会組織—社会福祉におけるコミュニティのあり方—」 (日本都市センター)	11. 1	常務理事岡本和夫の辞職を発売, 後任の常務理事に岸野駿太 (元社会保険大学校長) を発売
2. 17	第9回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと社会保障」 「社会保障と社会福祉—社会福祉の法的課題—」 (福岡市民会館)	11. 11	第11回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11.14まで)
2. 28	研究第3部長三浦文夫, (財)政策科学研究所研究視察団員としてスウェーデンはかに出張 (3.15まで)	51. 2. 9	第10回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「減速経済下の完全雇用政策」 「減速経済下の所得保障」 「減速経済下の社会福祉」 (健保会館)
3. 31	調査役小沼 正の辞職を発売	5. 31	参与塩野谷九十九任期満了により辞任
4. 1	参与 平田寛太郎再任	6. 1	参与に伊部英男 (厚生年金基金連合会理事) を発売
6. 17	第13回公開研究会「年金制度と年金年齢」開催	6. 7	第15回公開研究会「社会的支出と所得再分配」開催
7. 22	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「低成長下の社会保障」 「社会保障と所得再分配」 「人口構造の変化と社会保障 (総論および老人の所得保障)」 「人口構造の変化と社会保障 (老人の保健医療)」 「経済社会の変化と社会福祉の役割」 「地域社会と社	9. 28	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「社会保障費用と個人貯蓄」 「社会保障における費用負担の社会的意義」 「社会福祉における受益者負担」 「地方行政と社会福祉」 (9.29まで, 健保会館)

機構

機構図



- 51. 11. 9 第12回社会保障研究所基礎講座開催 (11. 12まで、全日通労働会館)
- 12. 10 研究員大木圭野, 日本中国友好協会主催による中国の社会保障制度, 教育・生活行政視察のため出張 (12. 25まで)
- 12. 14 第16回公開研究会「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」開催
- 52. 1. 6 研究員 山崎泰彦, 社会保障に関する調査・研究等のためニュージーランド, オーストラリアに出張 (3. 28まで)
- 1. 10 所長 馬場啓之助, 監事 寺尾琢磨, 理事 福武直再任
- 1. 25 顧問 山田雄三再任
- 2. 8 第11回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「日本のな福祉社会」「社会福祉の日本的形態」(健康会館)
- 6. 28 第17回公開研究会「疾病保険の現金給付について」開催
- 10. 5 社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「生活保障における企業の役割」「家族機能の変化と社会福祉」(10. 6まで, 健康会館)
- 10. 25 第13回社会保障研究所基礎講座開催 (日赤会館 10. 28まで)
- 53. 2. 8 第12回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉国家の次の段階」「社会保障水準の国際比較」
- 3. 13 所長 馬場啓之助 社会保障に関する調査・研究等のため, デンマーク, イギリス, フランスに出張 (3. 26まで)

役員等

所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べ。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は、学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

専務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議、出版編集庶務等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。

職員

昭和53年度事業計画および予算

○昭和53年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和53年度事業として次の事業を行なうが、研究事業費として25,034千円を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

1. 「昭和53年度研究プロジェクト」とおり
2. 社会保障問題調査研究
- II 社会保障に関する情報および資料の収集
 1. 国内および海外における社会保障に関する文献図書及び資料等の収集
 2. 海外における図書、資料の紹介および情報の交換

国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

1. 季刊「社会保障研究」の発行
2. 「海外社会保障情報」の発行
3. 研究叢書、翻訳書、所報等の発行
4. 基礎講座、シンポジウム等の開催
5. その他成果の普及に必要な事業

昭和53年度研究ノインポート

○昭和53年度収入支出予算 (単位：千円)

区	支 出		収 入	
	本年度 予算額	分	区	本年度 予算額
研究	193,916	運 營 費	政 府 助 金	193,420
(人	168,882	事 務 費	政 府 補 助 金	193,420
役	140,529	給 付 費	政 府 補 助 金	0
非	122,066	職 員 給 付 費	政 府 補 助 金	0
法	888	常 勤 給 付 費	政 府 補 助 金	496
退	10,569	職 員 給 付 費	政 府 補 助 金	496
職	1,746	手 引 金	政 府 補 助 金	
(管	5,260	理 事 費	政 府 補 助 金	
理	28,227	予 算 外 費	政 府 補 助 金	
事	880	与 当 費	政 府 補 助 金	
務	1,891	与 当 費	政 府 補 助 金	
非	25,456	所 交 費	政 府 補 助 金	
所	126	交 際 費	政 府 補 助 金	
(交	126	交 際 費	政 府 補 助 金	
交)	25,034	業 務 費	政 府 補 助 金	
研	25,034	業 務 費	政 府 補 助 金	
(研	4,813	業 務 費	政 府 補 助 金	
諸	1,336	業 務 費	政 府 補 助 金	
調	901	業 務 費	政 府 補 助 金	
海	8,387	業 務 費	政 府 補 助 金	
研	3,373	業 務 費	政 府 補 助 金	
社	1,861	業 務 費	政 府 補 助 金	
会	1,255	業 務 費	政 府 補 助 金	
保	3,108	業 務 費	政 府 補 助 金	
険	0	業 務 費	政 府 補 助 金	
情	0	業 務 費	政 府 補 助 金	
報		業 務 費	政 府 補 助 金	
行		業 務 費	政 府 補 助 金	
行		業 務 費	政 府 補 助 金	
入		業 務 費	政 府 補 助 金	
務		業 務 費	政 府 補 助 金	
務		業 務 費	政 府 補 助 金	
計	193,916	計	計	193,916

プロジェクトル：国、企業、家計（公、使、労）の機能分担
 第1 家計構造を中心に国民生活の実態の現状と問題点を洗い直すことによって生活保障における家計の役割と機能を明らかにする。（部門別テーマの1, 2）
 第2 生活保障における企業の役割を理論的、実証的に研究する。（部門別テーマの3）
 第3 産業構造・就業構造の変化に伴って顕在化しはじめている社会保険の財政問題を制度調整の観点から分析することによって各社会階層（各主体）ごとの特殊性を前提にして設計されている各社会保険制度をどう調整することが望ましいかを明らかにする。（部門別テーマの4）
 第4 社会福祉サービスの供給主体のあり方とくに社会福祉サービスの供給主体としての民間部門の役割と社会福祉における「措置」および対人サービスを効果的にすすめるに必要な行組織のあり方について検討する。（部門別テーマの5, 6）

プロジェクトル：国、企業、家計（公、使、労）の機能分担
 第1 家計構造を中心に国民生活の実態の現状と問題点を洗い直すことによって生活保障における家計の役割と機能を明らかにする。（部門別テーマの1, 2）
 第2 生活保障における企業の役割を理論的、実証的に研究する。（部門別テーマの3）
 第3 産業構造・就業構造の変化に伴って顕在化しはじめている社会保険の財政問題を制度調整の観点から分析することによって各社会階層（各主体）ごとの特殊性を前提にして設計されている各社会保険制度をどう調整することが望ましいかを明らかにする。（部門別テーマの4）
 第4 社会福祉サービスの供給主体のあり方とくに社会福祉サービスの供給主体としての民間部門の役割と社会福祉における「措置」および対人サービスを効果的にすすめるに必要な行組織のあり方について検討する。（部門別テーマの5, 6）

部門別テーマ

- 1 社会保障の生活実態におよぼす効果に関する研究
 (研究第1部統計調査分野)

- 世帯類型別にみた所得分布の実態と社会保障の所得再分配効果

- 高齢者世帯の家計における社会保障の役割
- 高齢者層における貧困の動向

- 2 ライフ・サイクル的観点からみた家計構造の変化と社会保障政策の相互調整に関する研究 (研究第2部経済分析分野)

- ライフ・サイクルの変動予測と福祉ニース
- 医療、年金、社会福祉政策の最適結合

- 3 生活保障における企業の役割に関する理論的、実証的研究 (研究第2部経済分析分野)

- 各国における企業福祉の分析
- 企業福祉機能の社会保障機能に対する代替と補充
- 企業福祉の生活保障効果の分析
- 費用負担 (労使分担を含む) のあり方に関する分析

- 4 社会保障の制度構造と組織に関する国際比較研究 (研究第1部制度分野)

——とくに財政調整制度について——

- 疾病保険と年金制度における財政調整に関する研究
- 各国社会保障の類型的研究

- 5 ソーシャル・アドミニストレーションの観点からみた社会保障政策の諸問題 (研究第3部社会分析分野)

- 家族におけるニード充足機能の変化に伴う社会福祉のあり方について ——とくに保護・措置を中心に——
- 社会保障政策のエヴァリエーションリサーチの研究

- 6 社会福祉の供給組織のあり方についての研究 (研究第3部社会分析分野)

- 対人サービスの推進と行政組織の研究
- 地域福祉と施設のあり方

研究会

プロジェクトの課題をそれぞれの専門的視点から究明するために以下の諸研究会を置き、各研究部の研究を促進する。

- 経済分析研究会
- 統計調査研究会
- 社会分析研究会
- 制度研究会

社会保障をめぐる基礎的知識を深めるとともに社会保障政策の現実的動向を把握するために所内に研究会を置く。

- 経済・社会研究会
- 政策研究会

刊 行 物

機 関 誌

『季刊社会保障研究』

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとありあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回 (Vol. 14, No. 1~No. 4) 刊行する。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回 (No. 42~No. 45) 刊行する。

翻 訳 叢 書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行っている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1964)』
- 3 R. M. テイトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷訳)
- 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』
- 6 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1961~1963)』
- 7 ベヴェリッジ報告『社会保険および関連サービス』(山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保

研 究 叢 書

- 障制度 (1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 9 R. M. テイトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳)
- 10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石, 高橋訳著)
- 11 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 12 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1973)』(岡本, 平石, 山崎訳)

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保険の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』—児童養育費調査報告書 (中録編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中録編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)
- 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
- 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)
- 8 『高齢化社会の家族周期』(中録編)
- 9 『家族周期と世代間扶養』(中録編)

未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何

所 内 研 究 資 料

No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革草案の内容について—」
*
No. 6801 「日本の社会保障」
No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開 (1959~1963) —アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」
*
No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
*
No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、ファウンデーション刊 社会変化の諸指標」
No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
No. 7003 「社会福祉, 社会保険関係目録 (論文の部)—社会福祉を中心に (1960~1970)—」
*
No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」

ぞや」(その1)」
No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
*
No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
No. 6603 議事録「児童手当制度について, 経済計画における社会保障」
No. 6604 文献解説「生活水準指数」
No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
*
No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年~昭和40年—」
No. 6703 個人報告「山田渡敬報告」
No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」

- No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロプメントの内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
*
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(Ⅱ)」
No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
*
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
*
- No. 7401 翻訳「イタリヤの労災補償」
*
- No. 7501 文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」
*
- No. 7601 翻訳「イタリヤ経済・労働国民審議会『社会保障改革に関する報告と提案』1963」
*
- No. 7701 翻訳「施設ケアの検討」

単行本

- 1 「戦後の社会保障(本論)」
- 2 「戦後の社会保障(資料)」

- 3 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)
- 4 「日本社会保障資料Ⅱ」
1 「社会保障の潮流—その人と業績—」
1 図書目録(1966年, 1968年, 1971年, 1973年, 1977年)
- 2 *Social Security in Japan* (1967)
- 3 社会保障問題シンポジウム議事録(昭和51年3月)

社会保障選書

その他

昭和62年度事業目録

昭和52. 4. 5	英国保健社会保障省補給付委員会委員長 デイ ビット・V・ドニソン氏来所, 社会福祉事業研究開 発基金主催, 社会保障研究所・上智大学共催による 講演会を開催 (演題: Social Policies in Rich Coun- tries) (薗ヶ関東海クラブ)	5. 26	経済・社会研究会 (第2回) 報告内容「フリード マンの福祉国家批判」報告者: 研究員 高橋敏士
4. 12	政策研究会 (第1回) 報告内容「オセアニアの社 会保障事情」報告者: 研究員 山崎泰彦	"	定例役員会開催 (第128回)
4. 19	社会分析研究会 (第1回) 報告内容「老人ホーム の処遇について」報告者: 東京都老人総合研究所 浅野 仁	5. 31	統計調査研究会 (第2回) 報告内容「わが国にお ける社会保険審査制度の現状と問題点」報告者: 社 会保険審査委員会 岡本和夫
4. 21	経済分析研究会 (第1回) 報告内容「“国民所得・ 国富学会アジア部会”の報告について」報告者: 専 門委員 江見康一	6. 7	政策研究会 (第2回) 報告内容「社会保険庁業務 課の諸問題」報告者: 社会保険庁年金保険部業務課 長 黒木武弘
4. 26	統計調査研究会 (第1回) 報告内容「高齢世帯の 収入源泉別家計構造——昭和48年掛川調査を中心 に——」報告者: 研究員 大本圭野	"	海外社会保障情報編集委員会 (第39号)の編集方針 について
4. 28	経済・社会研究会 (第1回) 報告内容「論理実証 主義の再検討」報告者: 顧問 山田雄三	6. 9	経済分析研究会 (第2回) 報告内容「国民医療費 の動向」報告者: 厚生省統計情報部 中村文子
"	定例役員会開催 (第127回)	6. 21	制度研究会 (第2回) 報告内容「ニューゼラン D社会保障の視点」報告者: 研究第二部長 地主重 美
5. 17	社会分析研究会 (第2回) 報告内容「イギリスに おける社会福祉のマンパワー計画とトレーニングの 最近の動向」報告者: 日本社会事業大学助教 授杉 森創吉	6. 23	経済・社会研究会 (第3回) 報告内容「総合社会 政策の報告書について (その1)」報告者: 研究員 岸 功, 三重野卓
"	定例役員会開催 (第129回)	"	定例役員会開催 (第129回)
5. 19	制度研究会 (第1回) 報告内容「オーストラリア の医療保障」報告者: 研究員 山崎泰彦	6. 28	第17回公開研究座談会 テーマ「疾病保険の現金 給付について」レポート: 主任研究員 平石長久, コメント: 健康連社会保障研究室長 石本忠義, 研 究員 山崎泰彦, 司会: 上智大学教授 小山路男
5. 23	専門委員会開催 議題「デービッド・V・ドニソ ン氏の講演を顧りみて」報告者: 所長 馬場啓之助 そのほか。	7. 5	統計調査研究会 (第3回) 報告内容「東京都勤労 者生活指標について——東京都生計費指数問題研究会 中間報告——」報告者: 埼玉大学助教授 北川 豊
		7. 9	社会分析研究会 (第3回) 報告内容「在宅福祉サ

7. 9	「サービスの枠組」報告者：研究第三部長 三浦文夫 制度研究会 (第3回) 報告内容「ヨーロッパにおける医療の社会化」報告者：厚生省保険局医務課三宅貴夫	52. 10. 5~6	家族構成と家族扶養の変化」報告者：市川 洋 社会保障問題シンポジウム開催 (健保会館) テーマ(1)生活保障における企業の役割 レポート：北九州大学教授 高橋 武, 研究第二部長 地主重美, 研究員 城戸喜子, コメント：中央大学教授 丸尾直美, 一橋大学教授 江見康一, 日本団体生命保険(株)取締役 村上 清
7. 21	経済・社会研究会 (第4回) 議題「総合社会政策の報告書についての討論」		
"	定例役員会開催 (第130回)		
7. 26	政策研究会 (第3回) 報告内容「労働安全衛生法の改正について」報告者：労働省安全衛生部計画課法規係長 鈴木佑治		テーマ(2)家族機能の変化と社会福祉 レポート：東京教育大学教授 森岡清美, 研究第三部長 三浦文夫, コメント：人口問題研究所人口移動部長 岡崎陽一, 法政大学教授 北川隆吉, 東京大学助教授 松原治郎, 東京学芸大学助教授 渡辺益男
9. 13	制度研究会 (第4回) 報告内容「ソビエト連邦の保健システム」報告者：慶応義塾大学教授 藤沢益夫	10. 12	制度研究会 (第2回) 報告内容「西ドイツの社会保障の諸問題」報告者：健保連社会保障研究室長 石本忠義
9. 20	社会分析研究会 (第4回) 報告内容「老人ホームの処遇について——実態調査報告から」報告者：東京都老人総合研究所 小笠原祐次	10. 20	統計調査研究会 (第5回) 報告内容「都道府県別にみたた保護率の地域差について——保護率と各種社会・経済指標の関係」報告者：主任研究員 曾原利満
9. 22	経済・社会研究会 (第5回) 報告内容「年金改革の諸提案について」報告者：研究第一部長 保坂哲哉	"	社会分析研究会 (第5回) 報告内容「英国の老人ホーム」報告者：研究員 小林良二
"	定例役員会開催 (第131回) 議題「(1)事業の実施状況について (2)その他」	"	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「年金構想について」報告者：研究第三部長 三浦文夫 定例役員会開催 (第132回)
9. 27	統計調査研究会 (第4回) 報告内容「企業内住宅施策の機能とその問題」報告者：日本女子大学 笠原加代子	10. 25~28	第13回社会保険研究所基礎講座開催 (日赤会館)
"	政策研究会 (第4回) 報告内容「ヨーロッパの社会保障事情」報告者：健保連社会保障研究室長 石本忠義	11. 16	デนมマーク国立社会調査研究所長 ヘニング・フリリス氏来所, 馬場所長, 保坂研究第一部長らと懇談
9. 29	経済分析研究会 (第5回) 報告内容「所得階層別	11. 29	政策研究会 (第5回) 報告内容「健康保険改正と

12. 1	老人医療の問題点」報告者：上智大学教授 小山路男 統計調査研究会 (第6回) 報告内容「我が国の社会保険における不服審査制度をめぐると問題」報告者：日本女子大学教授 佐藤 進 合同役員会開催 (第133回) 議題 (1)事業の実施状況について (2)昭和53年度事業計画 (3)その他 社会分析研究会 (第6回) 報告内容「老人ホームの在り方(中央社会福祉審議会意見書)：をめぐると問題について」報告者：研究第三部長 三浦丈夫 政策研究会 (第6回) 報告内容「“厚生白書”について」報告者：厚生省大臣官房企画室長補佐 横尾和子	1. 30	政策研究会 (第7回) 報告内容「雇用保険の動向と問題点」報告者：労働省職業安定局雇用保険課長 望月三郎
12. 6	経済分析研究会 (第5回) 報告内容「家族の経済的福祉一税制および社会保障制度上での取り扱い」報告者：研究員 都村敦子	2. 2	社会分析研究会 (第7回) 報告内容「市民の社会福祉活動への参加の現実と可能性—東京都における調査より—」報告者：研究員 高橋敏士 統計調査研究会 (第7回) 報告内容「所得分布の社会的要因」報告者：研究員 岸 功 第12回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ(1)「福祉国家の次の段階—福祉政策の総合化と高次元化—」レポート：中央大学教授 丸尾直美、コメント：社会保障研究所長 馬場啓之助、コメント：社会保障研究所研究員 高橋敏士、司会：慶応義塾大学教授 大熊一郎 テーマ(2)「社会福祉水準の国際比較」レポート：日本社会事業大学学長 仲村優一、レポート：東京都老人総合研究所社会福祉室長 前田大作 コメント：関西学院大学教授 村山晋子、コメント：社会保障研究所研究員 小林良二、司会：社会保障研究所長 馬場啓之助 (小栗保彦(小栗))
12. 14	制度研究会 (第6回) 報告内容「公的扶助の国際比較」報告者：研究第一部長 保坂哲哉	2. 7	統計調査研究会 (第7回) 報告内容「所得分布の社会的要因」報告者：研究員 岸 功
12. 22	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「『年金総中間報告』へのコメント」報告者：研究第二部長 地主重美 専門委員会開催 (健保会館) 経済分析研究会 (第6回) 報告内容「アメリカ医療の模索」報告者：国立公衆衛生院社会保障室長 前田信雄	2. 8	第12回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ(1)「福祉国家の次の段階—福祉政策の総合化と高次元化—」レポート：中央大学教授 丸尾直美、コメント：社会保障研究所長 馬場啓之助、コメント：社会保障研究所研究員 高橋敏士、司会：慶応義塾大学教授 大熊一郎 テーマ(2)「社会福祉水準の国際比較」レポート：日本社会事業大学学長 仲村優一、レポート：東京都老人総合研究所社会福祉室長 前田大作 コメント：関西学院大学教授 村山晋子、コメント：社会保障研究所研究員 小林良二、司会：社会保障研究所長 馬場啓之助 (小栗保彦(小栗))
昭和53. 1. 17	経済・社会研究会 (第8回) 報告内容「自由経済と社会保障」報告者：所長 馬場啓之助 定例役員会開催 (第134回)	2. 16	制度研究会 (第7回) 報告内容「韓国の社会開発と社会福祉」報告者：韓国中央大学教授 金 徳俊 経済・社会研究会 (第9回) 報告内容「社会構造と社会福祉—最近のイギリスの文献について」報告者：研究員 小林良二
1. 26		2. 23	定例役員会開催 (第135回) 統計調査研究会 (第8回) 報告内容「家族周期段階の変化における住居負担と家計構造」報告者：研究員 大本圭野
昭和53. 1. 26		3. 7	

役員・顧問・参与・職員名簿

<昭和53年4月1日現在>

- 3.13 所長 馬場啓之助 デンマーク、イギリス、フランス3国の社会保障視察のため出張(3.25まで)
- 3.28 社会分析研究会(第8回)報告内容「シーボーム改革と組織問題」報告者: 研究員 小林良二
- 政策研究会(第8回)報告内容「医療保険の抜本改正について」報告者: 専門委員 小山路男
- 3.30 経済・社会研究会(第10回)報告内容「“家”の解体と老後保障」報告者: 理事 福武直
定例役員開催(第136回)

★ 役員

所長	馬場啓之助
理事	岸野 駿 太
理事(非常勤)	福武 直
監事(非常勤)	寺尾 琢 磨
	東京大学名誉教授
	慶応義塾大学名誉教授

★ 顧問・参与 (順不同)

顧問	山田 雄 三	一橋大学名誉教授
参与	与平 田 富 太 郎	早稲田大学教授
参与	伊部 英 男	厚生年金基金連合会理事

★ 職 員 (主任研究員以上)

研究第1部長	坂 哲 哉	夫 久 満 男
研究第2部長	地 主 重 文	利 三
研究第3部長	保 浦 石 原 橋	井 見 熊 沼 山 橋 鉢 本 澤 原 岡 川
主任研究員	平 曾 高	青 江 大 小 小 高 中 橋 藤 松 森 安
総務部長		
専門委員(非常勤)	(アイウエオ順)	夫 一 郎 正 男 武 美 己 夫 郎 美 彬
"	和 康 一 路 正 正 益 治 清 正	東京大学教授
"		一橋大学教授
"		慶応義塾大学教授
"		駒沢大学教授
"		上智大学教授
"		北九州大学教授
"		慶応義塾大学教授
"		国立公衆衛生院
"		衛生行政学部長
"		慶応義塾大学教授
"		東京大学教授
"		成城大学教授
"		慶応義塾大学教授

社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
 昭和45年6月1日法律第111号

目 次

第1章	総 則	(第1条—第7条)
第2章	章 則	(第8条—第16条)
第3章	業 務	(第17条・第18条)
第4章	財務及び会計	(第19条—第26条)
第5章	監 督	(第27条・第28条)
第6章	雑 則	(第29条・第30条)
第7章	罰 則	(第31条—第35条)
附	附 則	

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。（事務所）

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第4条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員に関する事項
- (5) 業務及びその執行に関する事項
- (6) 資産に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。（登 記）

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第2章 役 員 等

(役 員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第10条 所長および監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の任一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員）の解任

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（役員）の兼職禁止

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権）の制限

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（職員）の任命

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第 3 章 業 務

（業 務）

第17条 研究所は、第1条（目的）の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第 4 章 財 務 及 び 会 計

（事業年度）

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算等の認可）

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定に

よる積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならぬ。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分

を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第4条第2項〔定款の変更の認可〕、第17条第2項〔業務の認可〕、第20条〔予算等の認可〕は第23条第1項〔一時借入金の認可〕の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第1項〔財務諸表の承認〕又は第25条〔給与及び退職手当の支給の基準の承認〕の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第26条〔財務及び会計に関する事項の省令委任〕の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条〔予算時の認可〕の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に因して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わ

いろいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第7項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項（報告及び検査）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(1)の2 第4条第3項（定款の変更の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第5条第1項（登記）の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

(3) 第17条第1項（業務）に規定する業務以外の業務を行なったとき。

(4) 第24条（余裕金の運用）の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(5) 第27条第2項（監督命令）の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条（名称の使用制限）の規定に違反して社会保険障研究所と、
いう名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又はの監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又はは監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 付則第2条第1項（研究所の設立）の規定により指名された所長となるべき者は、前条第項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

（経過規定）

第6条 この法律の施行の際現に社会保険障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条（名称の使用制限）の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条（事業年度）の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとす

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20

条〔予算時の認可〕中「当該専業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 (略)

(所得税法の一部改正)

第10条 (略)

(法人税法の一部改正)

第11条 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 (略)

(地方税法の一部改正)

第13条 (略)

附 則 (昭和45年6月1日法律第111号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)